

川越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

川越市長

森田 初恵

川越市規則第50号

川越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行細則の一部を改正する規則

川越市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号（裏面）及び様式第 8 号（裏面）中「80 万 9,000 円」を「82 万 6,500 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式第 1 号及び様式第 8 号の規定により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。